

西小倉地区のりあい交通事業の本格運行移行における協議事項

- 試行①、②の状況を踏まえ、本格運行移行にあたり以下の点を変更
 - 【路線】 運行効率を上げるため路線を一部延長（西小倉循環線の設定）
 - 【ダイヤ】 採算性確保のため利用の少ない時間帯を削減
 - 【運賃】 新たな需要創出のため回数券導入

- 路線、ダイヤ、運賃変更に伴い、道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に基づいた西小倉地区のりあい交通事業の本格運行移行についての協議事項は、以下のとおり

「西小倉地区のりあい交通事業の本格運行移行について」の協議事項

(1) 運行系統について

⇒ 「資料2-5」 1. 運行の態様 参照

(2) 運行路線・ダイヤについて

⇒ 「資料2-5」 2. 運行路線・ダイヤ 参照

(3) 運賃（料金）の種類、額及び適用方法について

⇒ 「資料2-5」 3. 運賃及び料金 参照

(4) 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件について
（運行日数、本数、使用車両、運行主体、停留所位置など）

⇒ 「資料2-5」 4. 運行計画、5. 運行主体、6. 運行開始日、

「資料2-6」参照